



進路だより

令和2年度 第2号 令和2年9月11日
石岡特別支援学校 進路・移行支援部

夏季休業中に高等部3年生の生徒、保護者を対象として職業相談会と福祉相談会が行われました。職業相談会とは、就職を希望している生徒及び保護者にハローワークがどういう場なのか、就職するまでの流れや就職する上で企業に望まれる生徒についてなどを管轄のハローワークにおいてハローワークの方に説明していただき、相談する会です。福祉相談会は卒業後の福祉サービスの種類や手続きなどを居住地の福祉課の方に説明していただき相談する会であり、将来的に福祉サービスを考えている生徒や保護者（今年度は感染症対策のため保護者のみ）が参加されて行われる相談会です。在学中から卒業後も関わる関係機関と連携を図り進路情報を得たり、卒業後の進路を考えたりするよい機会となりました。以下に相談会の内容の一部をお知らせいたします。

(1) 職業相談会

職業相談会では、「①管内の雇用情勢について（障害者雇用の現状など）②療育手帳の必要性について（一般求人と障害者に対する求人、障害者に対する助成制度など）③企業に就職するまでの具体的な方法・手続きについて④企業に望まれる生徒像（身につけておきたいこと）について」の内容について説明がありました。就職を考えた時に参考となるハローワークの資料を一部抜粋して以下に記載いたします。ぜひ参考にしてください。

○企業に望まれる生徒像（身につけておきたいこと）について

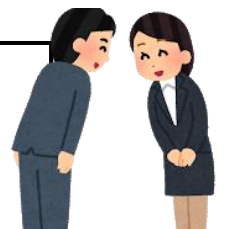
①会社で働く上で大切なこと

- 会社を休んだり、遅刻したりしないように、日頃から規則正しい生活と体力アップを心がけましょう。
- 疲れて午後から仕事の能率が落ちるとか、夏は暑くて仕事ができないようなことのないように、いつでもきちんと仕事ができるように持続力をつけましょう。
- あいさつと返事は、大きな声ではっきりとしましょう。（あいさつと返事で存在を会社の人に認めてもらえる）
- 分からないことがあるときは質問して教えてもらいましょう。会社の先輩、上司に聞きましょう。
- 仕事はどんなことでも最後まであきらめないで頑張ること。頑張れば、周りの人たちは応援してくれるはずです。

①②とも働くということ考えた時に身につけているとよいと思われることです。全てでなくても近づけるようにしておくとよいですね。

②好まれる社会（職業）人

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 人前できちんと「あいさつ」ができる人 | ⑤ はきはきと明るい人 |
| ② 出勤時間に遅刻しない人 | ⑥ 約束を守る人 |
| ③ 無断欠勤しない人 | ⑦ 指示に従う人 |
| ④ 清潔感のある服装の人 | ⑧ 仕事の勉強をする人 |



○就職するまでの具体的な方法

特別支援学校では、現場実習を実施して就職先を決めていきます。現場実習をとおして、本人にその仕事に向いているか、通えるかなどの適正を確認していきます。実習先が受入可能と判断した場合には、ハローワーク、実習先と相談しながら、雇用に向けての手続きを行います。



(2) 福祉相談会

福祉相談会では、「①卒業後の福祉サービスについて②各種サービス利用の仕方・手続きの進め方（障害支援区分認定調査を含む）③療育手帳について（18歳以上の更新場所など）④障害基礎年金について」の内容について説明がありました。高等部卒業後に、利用できるサービスや手続きの仕方について以下に紹介いたします。なお、以下のサービスは、障害者総合支援法に基づくサービス（原則、18歳以上の方が対象）の一例であり、他にもあります。サービスを利用する際は、「障害者福祉サービス受給者証」が必要になります。

○福祉サービスの紹介＜一例＞

日中活動系、訪問系、居住系の3つのサービスに分けて紹介します。卒業生の多くの方が日中、作業等で利用しているサービスは日中活動系サービスになります。施設・福祉事業所で行っているサービスはすべて同じではなく、また以下のサービスの全てを兼ね備えているわけではなく、施設・福祉事業所によって違います。



【日中活動系サービス】施設等での昼間の活動を支援するサービスです。

サービス名	サービス内容	給付の種類
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	訓練等給付
就労継続支援 A 型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。(原則として最低賃金を保障)	訓練等給付
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。(授産的な活動を行うことで、工賃が支払われる)	訓練等給付
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。(区分3以上)	介護給付※
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	訓練等給付
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行う。(区分5 (一部区分6) 以上、別途要件あり)	介護給付※

○卒業後すぐに就労継続支援B型の事業所を利用したい場合、就労アセスメント機能を有する就労移行支援事業所等により就労アセスメントが必要になります。(各市町村により若干異なる場合があります。)

【訪問系サービス】在宅で訪問を受けたり施設等に通ったりして利用するサービスです。

サービス名	サービス内容	給付の種類
行動援護	ひとりでの行動が難しい人に危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出する時の移動の支援をします。(区分3以上)	介護給付※
短期入所 (ショートステイ)	家族などが病気になった時などに自宅での介護が難しい時に、短い期間施設に宿泊し、食事や入浴の支援をします。(区分1以上)	介護給付※



【居住系サービス】入所施設等を住まいの場として支援するサービスです。



サービス名	サービス内容	給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。(区分4以上)	介護給付※
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活している人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。	訓練等給付 ○基本的に 18歳以上

※「介護給付」は利用するサービスによって、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分(1～6)」の判定が必要になり、この区分を目安にして利用できるサービスの内容や量などが決まります。

○障害福祉サービスを利用する際の手続きについて

- ①各市町村の福祉課に相談し、どのサービスを利用したいかを申請をします。
- ②本人や家族等に対して障害や生活の状況などの聞き取りによる調査が行われ、審査・判定がなされます。介護給付の場合は「障害支援区分」の判定が必要になります。
- ③サービス等利用計画案の作成を契約している相談支援事業所に依頼をし、作成をしてもらいます。(事前に相談支援事業所との契約が必要です。)
- ④支給決定が行われます。
- ⑤実際に利用するサービス等利用計画を相談支援事業所に作成してもらいます。
- ⑥利用するサービス提供事業所と契約をします。
- ⑦利用開始となります。

※手続きについては各市町村で若干異なる場合があります。